

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、  
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

## 暴力団員等に該当しない旨の陳述書<sup>※1</sup>

が入札書ごとに必要になります。<sup>※2、※3</sup>

なお、宅地建物取引業者の場合は、

## 宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する  
か否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口<sup>○</sup>にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月22日  
広島地方裁判所福山支部  
裁判所書記官 河 合 明日香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 7月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 7月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月17日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 6日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月23日 午前 9時00分から 令和 8年 7月23日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



## 物 件 目 録

3 所 在 福山市新市町大字下安井

地 番 166番10

地 目 宅地

地 積 31.02平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 松本株式会社 持分100分の45

14 所 在 福山市新市町大字下安井

地 番 149番6

地 目 宅地

地 積 181.64平方メートル

所有者 松本株式会社

15 所 在 福山市新市町大字下安井

地 番 149番9

地 目 宅地

地 積 80.94平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 松本株式会社 持分100分の45

16 所 在 福山市新市町大字下安井



物 件 目 録

地 番 149番10  
地 目 宅地  
地 積 61.85平方メートル

所有者 松本株式会社



## 物 件 明 細 書

令和 7年 7月11日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

- 
- 1 不動産の表示  
【物件番号3, 14~16】  
別紙物件目録記載のとおり

---

  - 2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

  - 3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号3, 14~16】  
なし

---

  - 4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号14, 16】  
本件所有者が占有している。

---

  - 5 その他買受けの参考となる事項  
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



## 物 件 目 録

3 所 在 福山市新市町大字下安井  
地 番 166番10  
地 目 宅地  
地 積 31.02平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

持分100分の45

14 所 在 福山市新市町大字下安井  
地 番 149番6  
地 目 宅地  
地 積 181.64平方メートル

15 所 在 福山市新市町大字下安井  
地 番 149番9  
地 目 宅地  
地 積 80.94平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

持分100分の45

16 所 在 福山市新市町大字下安井  
地 番 149番10



物 件 目 録

地 目 宅地  
地 積 61.85平方メートル



令和 7年 (又) 第 1号

(物件3, 14~16)

令和 7年 4月 21日提出

# 現況調査報告書

広島地方裁判所福山支部

執行官 杉原弘展

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

3 所 在 福山市新市町大字下安井  
地 番 166番10  
地 目 宅地  
地 積 31.02平方メートル

共有者 松本株式会社 持分100分の45

14 所 在 福山市新市町大字下安井  
地 番 149番6  
地 目 宅地  
地 積 181.64平方メートル

所有者 松本株式会社

15 所 在 福山市新市町大字下安井  
地 番 149番9  
地 目 宅地  
地 積 80.94平方メートル

共有者 松本株式会社 持分100分の45

16 所 在 福山市新市町大字下安井  
地 番 149番10  
地 目 宅地  
地 積 61.85平方メートル

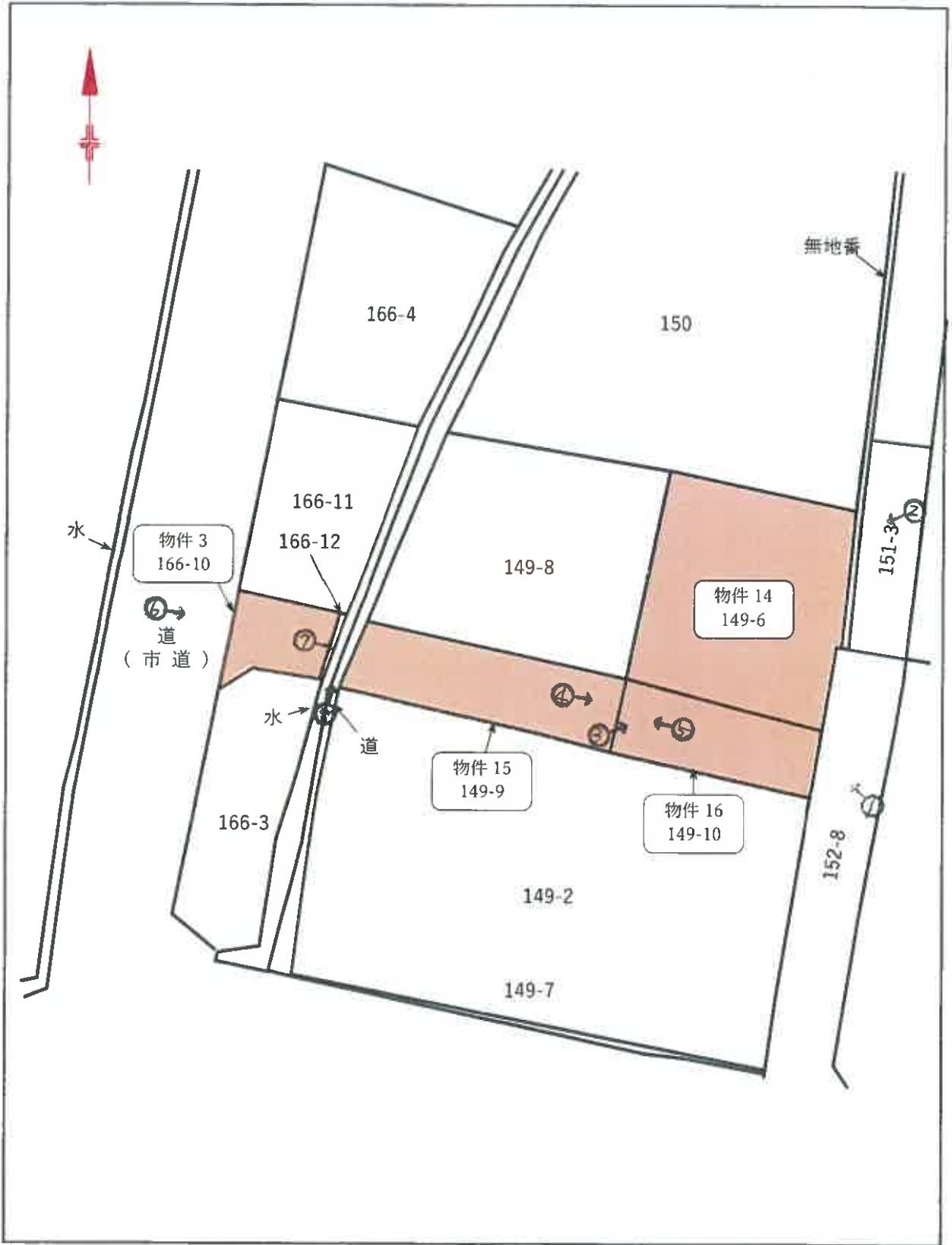
所有者 松本株式会社



関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
	なし

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 3月 8日 (土) 12:15 - 12:30	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
7年 3月 14日 11:25 - 11:40	広島法務局福山支局	公図, 地積測量図, 登記事項要約書交付申請
7年 3月 19日 12:05 - 12:20	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 _____ を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり



# 土地所在図

S = 1 / Free

公図及び地積測量図より作成

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6

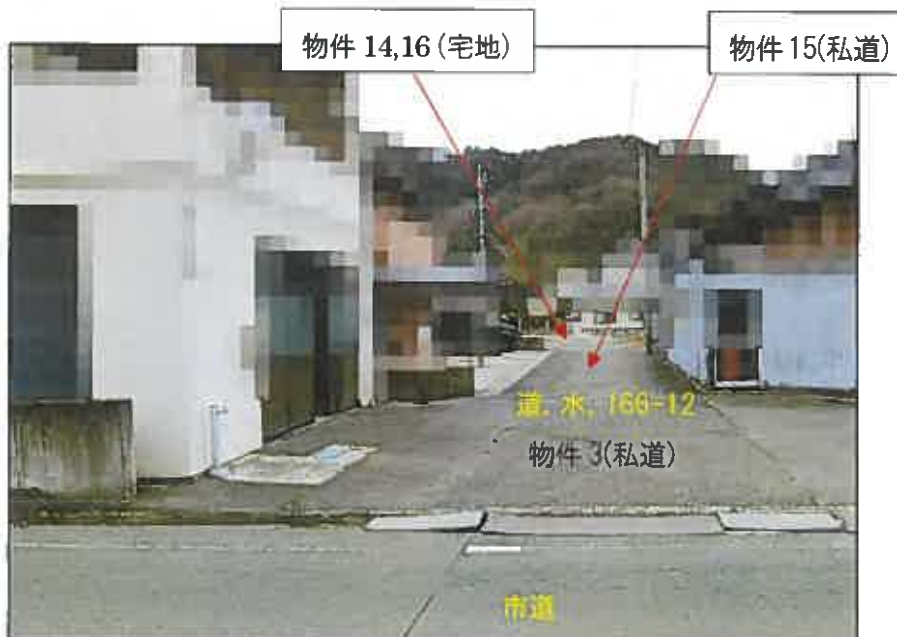


写真7



写真8



令和 7 年 (又) 第 1 号  
令和 7 年 3 月 19 日現地調査  
令和 7 年 4 月 21 日評 価

広島地方裁判所 福山支部 御中

# 評 価 書

(物件 3 ・ 1 4 ~ 1 6)

評価人 不動産鑑定士

吉 田 力 印

## 第1 評価額

一括価格	
金 3,718,000円	
内訳価格	
物件3(土地)	金 23,000円
物件14(土地)	金 2,712,000円
物件15(土地)	金 60,000円
物件16(土地)	金 923,000円

1. 一括価格は、物件3・14～16の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

## 第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
3	所在地 地目 地積 地持分	福山市新市町大字下安井 166番10 宅地 31.02㎡ 100分の45	公衆用道路
14	所在地 地目 地積	福山市新市町大字下安井 149番6 宅地 181.64㎡	同左
15	所在地 地目 地積 地持分	福山市新市町大字下安井 149番9 宅地 80.94㎡ 100分の45	公衆用道路
16	所在地 地目 地積	福山市新市町大字下安井 149番10 宅地 61.85㎡	同左
番号	特記事項		
3・15	・ 物件3及び15の間には、現に利用されている水路が介在するほか、里道と福山市所有地（166番12 公簿地目：用悪水路，現況地目：公衆用道路）が存する（位置関係について『現況調査報告書』及び後掲「公図写し」参照）。		
3・14～16	・ 物件14・16は単独所有の一団の宅地で、物件3・15及び上記物件3・15間に介在する土地を通じて西側市道（幅員約7.5m）に接続している。		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1. 土地の概況及び利用状況等（物件14及び16）

位置・交通	J R福塩線「新市」駅の北東方・直線距離約 2.0 km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅の中に農地等が見られる住宅地域	
主な公法上の規制等 道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制	都市計画区分 用途地域 建蔽率・容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 ( 60% ・ 200% ) なし 新市町特別工業地区 宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模 : 243.49 m <sup>2</sup> (物件14及び16) 間口 : 約 4.7 m 奥行 : 約 13 m	形状 : ほぼ長方形 接面状況 : 中間画地 その他 : 地勢平坦
接面道路の状況	西側 約 4.5 m 舗装 私道 高低差 等高 ※ 上記は次頁記載の公衆用道路であり、福山市建築指導課にて、建築基準法上の道路でない旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は更地である。 隣地は一般住宅、田等。 目的外建物 : なし。	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	・ 上水道引込は私設共用管である可能性がある。	

## 2. 土地の概況及び利用状況等（物件3及び15）

※現況公衆用道路の場合の記入欄

土地の利用状況	物件3及び15は物件14及び16が接面する幅員4.5mの舗装私道（公衆用道路）である。
建築基準法上の道路の種別	福山市建築指導課にて、建築基準法上の道路でない旨の説明を受けた。
周辺既存公道との接続の状態	西側で幅員7.5m舗装市道に接続している。
権利の態様等	所有形態は共有で、物件3及び15所有者の持分は100分の45である。
特記事項	<p>「第3 目的物件 特記事項」記載のとおり、物件3及び15の間には他人地（法定外公共物等）が存する。</p> <p>現況、当該中間の土地等はアスファルト舗装及びコンクリート製の蓋が施工され、物件3及び15と一体となって通路として利用されている。</p> <p>当該地隣接の宅地（149番8）上の戸建住宅は、建築確認申請にあたり、物件3及び15の持分により西側市道と接面（いわゆる敷地延長）するものとしている。</p> <p>福山市建築指導課によると、物件14及び16上での住宅等の建築に当たっても、必要に応じ中間の土地等の占用許可を取得して隣接宅地と同様の要件（物件3及び15による敷地延長）にて建築可能となるであろう旨の説明を受けた。</p> <p>なお、買受希望者自身による確認が必要である。</p>

## 第5 評価額算出の過程

下記のとおり評価額を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	占有減価修正 エ	市場性修正 オ	競売市場修正 カ	持分 キ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ ×オ×カ×キ
3	23,700	0.10	31.02	1.00	1.00	0.70	45/100	23,000
14	23,700	0.90	181.64	1.00	1.00	0.70	1	2,712,000
15	23,700	0.10	80.94	1.00	1.00	0.70	45/100	60,000
16	23,700	0.90	61.85	1.00	1.00	0.70	1	923,000
一括価格 (合計)								3,718,000

### ア. 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※ 標準画地を、西側で幅員約4.5m舗装私道に略等高接面する地積約150㎡程度の略整形な中間画地とした。

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化補正 c	地域格差 d	規準価格 (円/㎡) a×b×c×d
30,600	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{129}$	23,700

a. 地価公示価格 (福山-7)

b. 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

c. 標準化補正 : 必要なし。

d. 地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定。

### イ. 個別格差

[物件3・15]

私道敷	0.10
相乗積	0.10

[物件14・16]

間口狭小	0.90
相乗積	0.90

ウ. 地 積 : 登記数量による。

エ. 占有減価修正 : 必要なし

オ. 市場性修正 : 必要なし

カ. 競売市場修正 : 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

キ. 持 分 : 共有持分(完全所有権は1と標記)

## 第6 参考価格資料

### 1. 地価公示価格（福山-7）

所 在 : 福山市新市町大字下安井112番4  
価 格 : 30,600円/㎡  
位 置 : JR福塩線「新市」駅北東方道路距離約2.3kmに位置する。  
価 格 時 点 : 令和7年1月1日  
地 積 : 125㎡  
供給処理施設 : 水道・下水  
接 面 街 路 : 西側6.5m市道  
用 途 指 定 等 : 市街化区域第1種住居地域(建蔽率60%、容積率200%)  
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に農地等が見られる住宅地域

### 2. 固定資産税評価額（令和7年度）

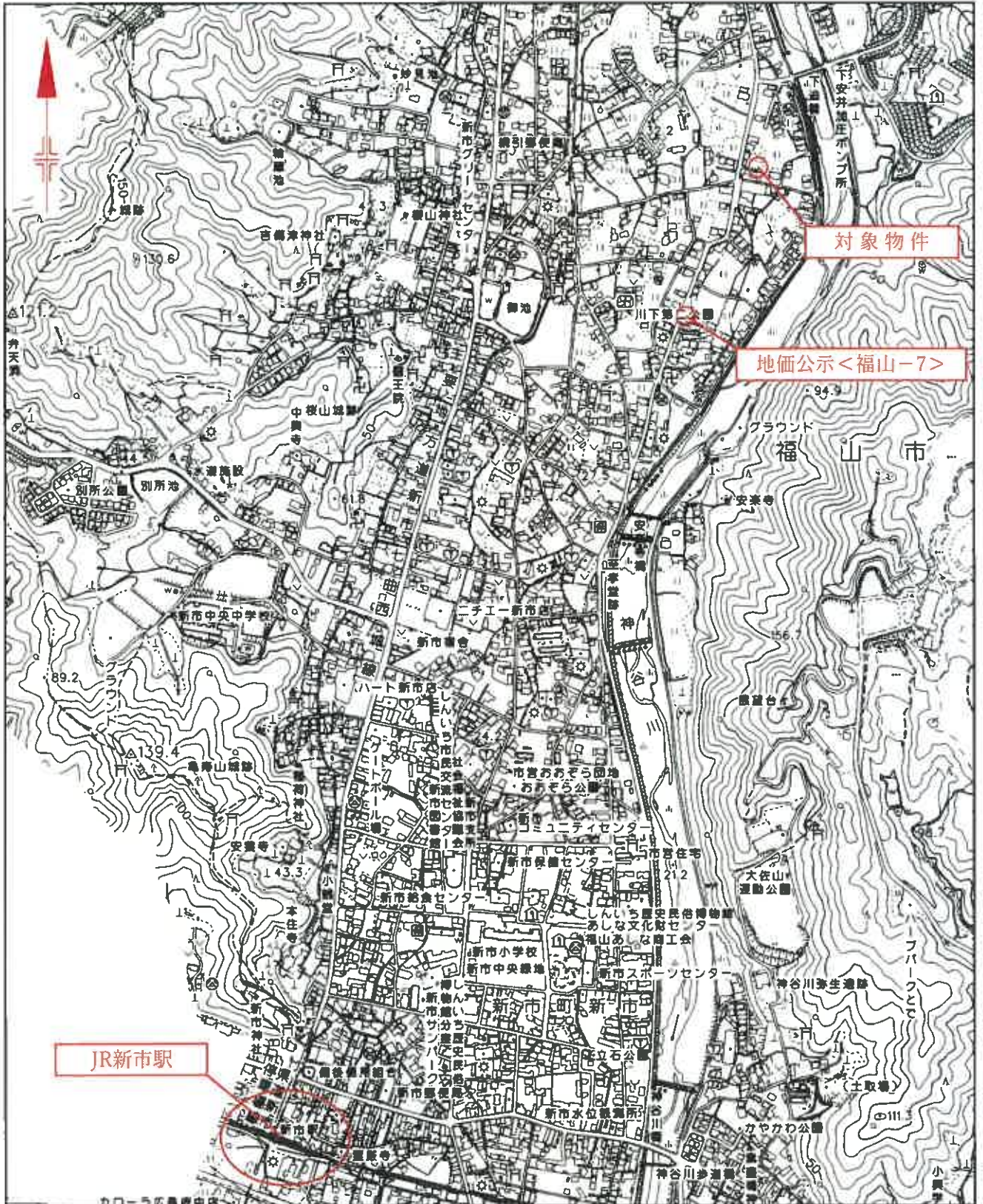
物件3	32,415 円	(1㎡当たり 1,045 円)	課税地積	31.02 ㎡
物件14	2,615,979 円	(1㎡当たり 14,402 円)	課税地積	181.64 ㎡
物件15	84,582 円	(1㎡当たり 1,045 円)	課税地積	80.94 ㎡
物件16	890,763 円	(1㎡当たり 14,402 円)	課税地積	61.85 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

## 第7 附属資料

1. 受命物件の位置図（福山市「白図」縮尺1/10,000）
2. 公図写し（法務局備付）
3. 地積測量図写し（法務局備付） ※A3版→A4版へ縮小

以 上



# 位置図

1/10,000  
福山市白図



登記年月日：平成23年3月28日

土地積測量図

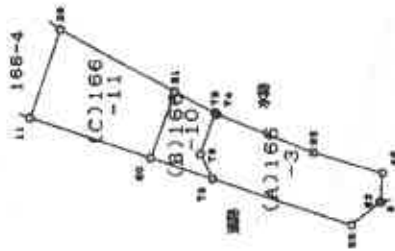
地番 166-3-10-11

土地の所在 福山市新市大字下安井

引張点表

引張点	X 距離	Y 距離	点積距離	方位角
1001 (基準)	100.000	100.000		
1002 (基準)	82.882	150.973	21.488	97°-58'-18"

引張点	X 距離	Y 距離	点積距離	方位角
1001 (基準)	100.000	100.000		
1002 (基準)	82.882	150.973	21.488	97°-58'-18"



測量年月日 平成23年3月23日

測量機器 ①-石表 ②-ブラスチック尺 ③-コンクリート杭 ④-巻尺 ⑤-水準器 ⑥-巻尺 ⑦-照準器 ⑧-照準器

作成者 土田建設士

申請人



縮尺 1/500

23年3月28日  
(広島県土地家屋調査士会)

これは測量図に記述されている内容を証明した測量図である。  
(広島県測量士会福山支会)  
令和5年11月13日 山口地方事務所 下田 文彦

登記年月日：平成23年3月28日

土地積測量図

地番 166-3-10-11

土地の所在 福山市新市町大字下安井

座標求積表

地番	(A)166-3	X	Y	$X_{n+1} - X_n - 1$	$Y_n (X_{n+1} - X_n - 1)$	$Y_n (X_{n+1} - X_n - 1)$
測点	75 (C)座標	122.306	122.708	1.951	202.590908	31.427940
	79 (C)座標	123.789	116.596	0.265	-1753.211904	-1857.578225
	55 (C)座標	122.571	116.076	-15.104	-333.881920	-30.028844
	63 (C)座標	106.896	113.720	-2.936	-30.028844	1200.042792
	8 (C)座標	105.748	113.748	-0.264	789.867875	104.308786
	49 (C)座標	105.932	116.625	6.771	1958.599135	208.617557
	65 (C)座標	112.519	118.727	16.505	1200.042792	104.308786
	74 (C)座標	122.137	122.816	9.787	208.617557	104.308786
					倍面積	倍面積
					104.308786	104.30

地番	(B)166-10	X	Y	$X_{n+1} - X_n - 1$	$Y_n (X_{n+1} - X_n - 1)$	$Y_n (X_{n+1} - X_n - 1)$
測点	81 (C)座標	126.309	124.873	6.419	801.559767	-441.711984
	80 (C)座標	128.725	118.168	-3.738	-573.087212	-31.427940
	78 (C)座標	122.571	116.076	-4.937	-309.346968	64.899519
	79 (C)座標	123.789	116.596	-0.285	32.3497595	32.34
	75 (C)座標	122.306	122.708	2.521	64.899519	32.3497595
					倍面積	倍面積
					32.3497595	32.34

地番	(C)166-11	X	Y	$X_{n+1} - X_n - 1$	$Y_n (X_{n+1} - X_n - 1)$	$Y_n (X_{n+1} - X_n - 1)$
測点	39 (C)座標	137.696	131.031	14.437	1991.694547	-1096.902112
	11 (C)座標	140.748	122.272	-8.971	-1705.991416	1120.235683
	80 (C)座標	128.725	118.168	-14.437	209.036702	104.5183510
	81 (C)座標	126.309	124.873	6.971	1120.235683	104.5183510
					倍面積	倍面積
					104.5183510	104.51

小計

241.1768990

測量年月日 平成23年3月23日

測量機器 ①-石炭 ②-プラスチック板 ③-コンクリート板 ④-金剛鋼 ⑤-金剛鋼 ⑥-鋼み ( )

作成者 土地測量士

23年3月23日作成

(広島県土地家屋調査士会)

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
 (広島法務局福山支店管理)  
 令和6年12月13日 山口地方務局下関支局

登記年月日：平成25年2月22日

土地積測量図

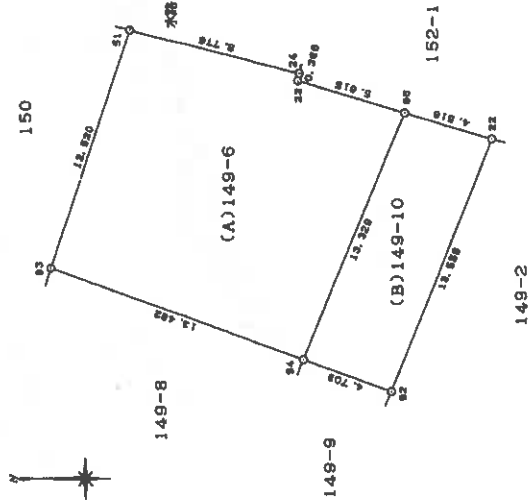
地番 149-6.-10  
土地の所在 穂山市新市町大字下安井

座標求積表

地番	(A)149-6	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
測点	51	128.898	158.868	12.453	1978.829504
	83	132.835	147.084	-8.753	-1287.428252
	94	118.943	142.537	-17.753	-2530.458361
	96	114.882	154.868	0.317	49.093156
	23	120.260	156.482	5.300	828.354800
	24	120.182	156.840	8.436	1323.102240
			倍面積		363.292887
			面積		181.6464435
			地積		181.64

地番	(B)149-10	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
測点	96	114.882	154.868	9.385	1452.591048
	94	118.943	142.537	0.628	88.513236
	92	115.510	140.949	-9.386	-1322.947314
	22	110.557	153.570	-0.628	-86.441860
			倍面積		123.715010
			面積		61.8575050
			地積		61.85

小計 243.5038485



面積  
100  
(平方メートル)

87-52-29  
81.499

縮尺  
1/250

作成者 土地測量士 申請人

平成25年2月23日作成

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

登記年月日：平成23年4月27日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である  
 (広島法務局福山支局管轄)  
 令和7年1月21日 山口地方務局下関支局

図面所在地  
 土地積測量図

地番 149-6-8-9

土地の所在 福山市新市町大字下安井

座標求積表

地番	(A)149-6	X	Y	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y_n(X_{n+1}-X_n-1)$
51	128.686	158.868	12.453	1978.628504	
93	132.685	147.084	-8.753	-1287.428252	
94	119.943	142.537	-17.125	-2440.948125	
92	115.510	140.949	-9.398	-1322.947314	
22	110.557	153.570	4.750	729.457500	
23	120.260	156.482	9.625	1506.139250	
24	120.182	156.840	6.436	1323.102240	
				格面積	487.007803
				面積	243.5039015
				地積	243.50

地番	(B)149-8	X	Y	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y_n(X_{n+1}-X_n-1)$
83	132.635	147.084	12.807	1988.413188	
82	132.850	148.436	4.730	682.642280	
71	137.365	139.005	-7.013	-832.764065	
95	125.837	126.187	-17.422	-2198.429914	
94	119.943	142.537	6.798	968.666528	
				格面積	428.829015
				面積	214.4140075
				地積	214.41

地番	(C)149-9	X	Y	$X_{n+1}-X_n-1$	$Y_n(X_{n+1}-X_n-1)$
94	119.943	142.537	10.327	1471.978589	
95	125.837	126.187	2.053	259.061911	
76	121.896	123.815	-3.953	-489.836855	
77	121.884	123.879	-3.764	-466.280556	
99	118.232	134.012	-6.374	-854.192488	
92	115.510	140.949	1.711	241.163739	
				格面積	161.896210
				面積	80.9481050
				地積	80.94

小計

538.8960140

測量年月日 平成23年4月22日

測量機器 ⑤・石鏡 ⑥・プラスチック鏡 ⑦・コンクリート鏡 ⑧・金剛鏡 ⑨・金剛鏡 ⑩・磁石 ( )

作成者 土地測量士

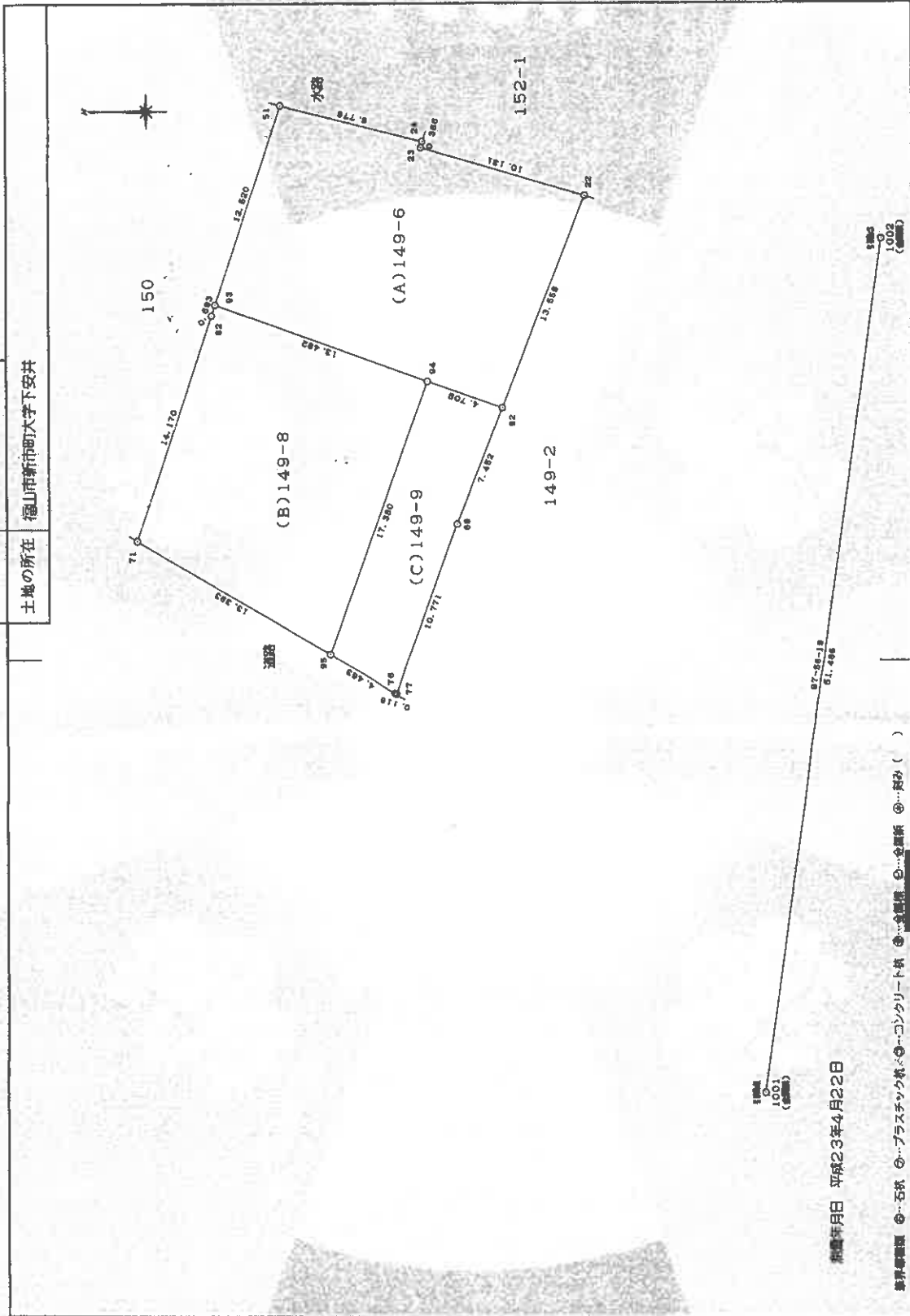
申請人

縮尺 1/

登記年月日：平成23年4月27日

図 土地積測量所在図

地番	149-6、-8、-9
土地の所在	徳山市新市町大字下安井



測量年月日 平成23年4月22日

測量機器 ①-石炭 ②-プラスチック板 ③-コンクリート板 ④-金目鏡 ⑤-全周照準 ⑥-鋼ひし ( )

作成者	土地家屋調査士	申請人	[Redacted]	縮尺	1 / 250

23年4月25日作成

(広島県土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記載されている内容を証明する図面である。  
 (広島法務局徳山支局管轄)  
 令和7年1月21日 山口地方法務局下関支局